

平成 24 年 11 月 26 日から 「雇用保険被保険者資格喪失届」の オンライン申請がさらに便利になります!

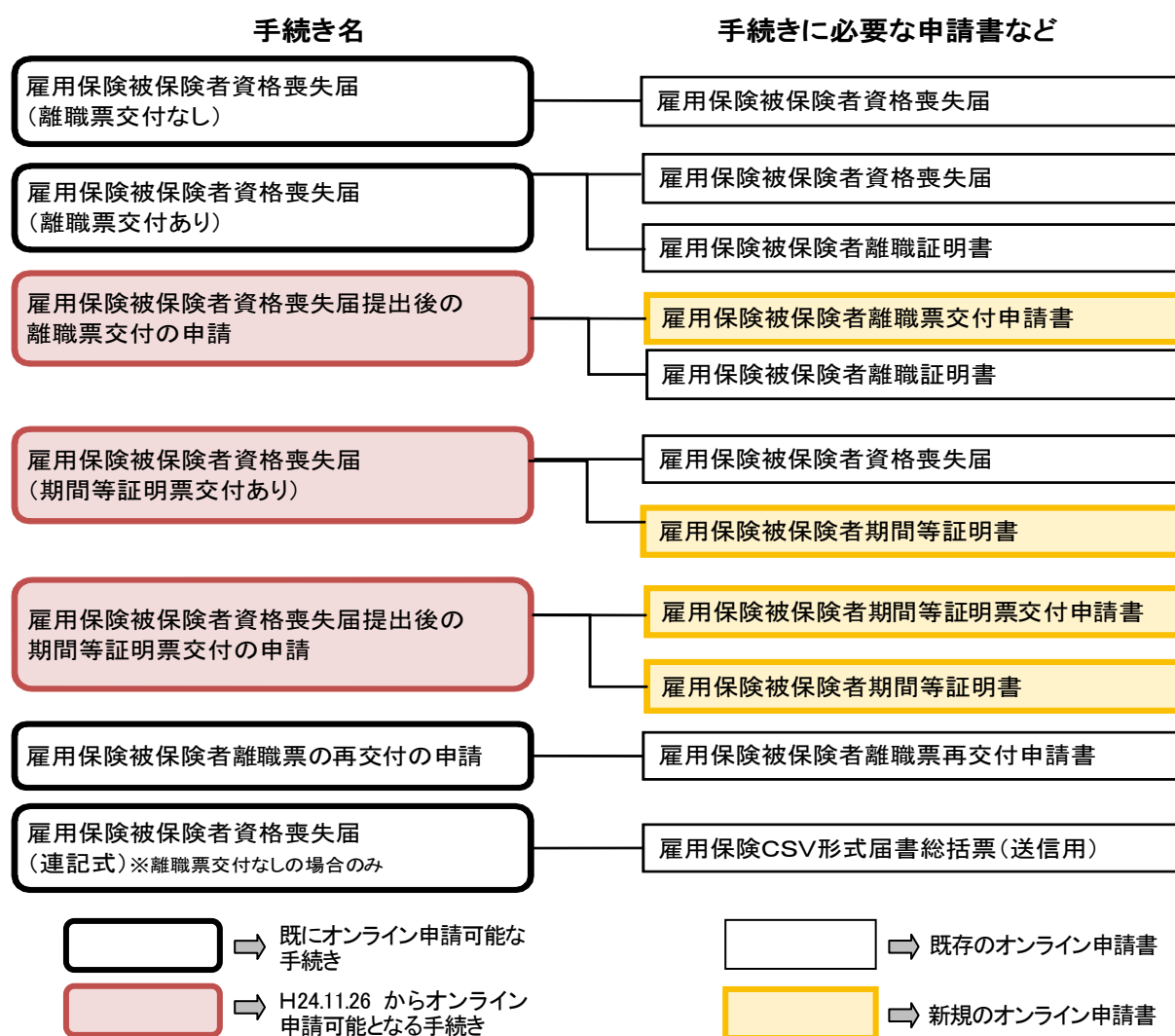
雇用保険被保険者資格喪失届について e-Gov からのオンライン申請は、これまで「離職票交付あり」と「離職票交付なし」の場合にご利用いただけました。

平成24年11月26日からは、さらに、次の場合にもオンライン申請ができるようになります。

- 既に「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)」の手続きが完了した後に、「離職票」または「期間等証明票」の交付を希望する場合
- 「期間等証明票交付あり」の場合

詳しくは、裏面をご覧ください→

被保険者の資格喪失に関する手続き



◆上記以外にも、資格取得届など雇用保険関係手続きはオンライン申請が可能です。ぜひご利用ください。



雇用保険被保険者資格喪失届について

事業主の雇用する労働者が、離職等により被保険者でなくなった場合には、ハローワークへ「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出していただきます。

- ①原則として「離職証明書」を併せて提出していただく必要があります。(←離職票交付あり)
- ②離職者本人が「離職票」を希望しないなど、一定の要件を満たす場合には、離職証明書を省略することができます。(←離職票交付なし)

★③離職以外の理由で被保険者資格を喪失する場合(喪失原因「1」;以下の「期間等証明書(期間等証明票)とは?」参照)で、本人から「期間等証明票」の希望がある場合には、期間等証明書を提出していただく必要があります。
(←期間等証明票交付あり)

★④既に雇用保険被保険者資格喪失届の手続きを完了した後でも、「離職票」「期間等証明票」の交付申請ができます。

★③④が、平成 24 年 11 月 26 日からオンライン申請可能となります。

期間等証明書（期間等証明票）とは？

雇用保険被保険者期間等証明書(安定所提出用)

(1) 被保険者番号	(2) 事業所番号	(3) フリガナ	(4) 離職年月日
(5) 名称 事業所所在地 電話番号	(6) 被保険者の 住所又は居所 電話番号	(7) 被保険者期間算定対象期間 (A) 一般被保険者等 離職日の翌日 月 日 ~ 離職日 月 日	
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。 事業主 氏名 印		※期間等証明票交付 平成 年 月 日 (交付番号 番)	
離職の日以前の資金支払状況等			
(7) 被保険者期間算定対象期間 (A) 一般被保険者等 離職日の翌日 月 日 ~ 離職日 月 日	(8) (7)の 期間に おける 資金支 払基礎 日数	(9) 資金支払対象期間 月 日 ~ 月 日	(10) (11) 基礎 日数 (A) (B)
(13) 資金に関する特記事項		(14) この証明書の記載内容は相違ないことを証明する [被保険者 氏名 印]	
※公共職業安定所記載欄 (14)欄の記載 ○有・○無 <input type="checkbox"/> 資・ <input type="checkbox"/> 聴 ○有・○無			
※所長 次長 課長 係長 係 社会保険 労働士 記載欄			

雇用保険では、被保険者が離職した場合には離職票を交付します。被保険者が離職後に失業給付を受ける際にはこの離職票が必要となります。

一方、他社への出向など、離職ではない理由(喪失原因「1」)で喪失する場合は離職票は交付されません。しかし、出向先を短期で離職してしまったときなど、失業給付を受けるために、前の会社での被保険者期間の証明が必要となる場合があります。

このような場合は、前の会社では離職証明書ではなく「期間等証明書」をハローワークへ提出していただきます。

様式は、離職証明書の左側半分と同じです。